

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達 に関する法律の概要

平成21年4月
農林水産省

趣旨

事故米穀の不正規流通事案の発生を踏まえ、米穀等に関し、食品としての安全性の確保、表示の適正化及び適正かつ円滑な流通の確保等に資するため、米穀等を取り扱う事業者に対し、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付ける。

法案の内容

(1) 譲受け、譲渡し等に係る情報の記録等

米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者(米穀事業者)は、米穀等の譲受け、譲渡し等をしたときは、名称(指定米穀等にあつては、名称及び米穀の産地)、数量、年月日、相手方等を記録しなければならないこととする。(トレーサビリティ)

米穀等：米穀及び米穀を原材料とする一定の加工品・料理で政令で定めるもの

指定米穀等：米穀事業者及び一般消費者が購入に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等として政令で定めるもの

米穀事業者は、の記録を一定期間保存しなければならないこととする。記録、保存義務違反に対する罰則を設ける。

(2) 一般消費者に対する産地情報の伝達

米穀事業者は、指定米穀等について一般消費者に販売又は提供をするときは、米穀の産地を伝達しなければならないこととする。(産地情報の伝達)

米穀事業者が一般消費者に対する情報の伝達を行わない場合に、勧告及び命令を行うことができることとする。

命令違反に対する罰則を設ける。

施行期日

- (1) 公布の日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日
- (2) 公布の日から2年6月を超えない範囲内で政令で定める日

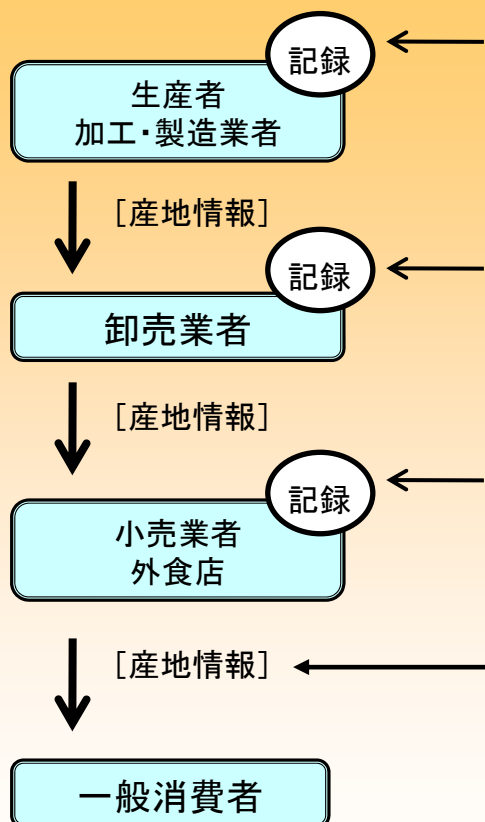
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の概要

【法律の趣旨】

- 食品事故への対応、表示の適正化、適正かつ円滑な流通の確保等に資するため、トレーサビリティを導入し、米穀等の流通の透明性を高める。
- トレーサビリティを基礎として、米穀等の産地情報を一般消費者にまで伝達。

トレーサビリティ新法

【米穀等の流通】



譲受け及び譲渡しの情報の記録

対象：米穀及び米穀を原材料とする一定の加工品・料理
(対象品目は、米穀のほか、政令で、米粉、米飯類、あられ、せんべい等を指定することについて検討中)

- 米穀事業者は、米穀等の譲受け・譲渡しをしたときは、名称、数量、年月日、相手方、搬入・搬出の場所、産地※に関する記録を作成・保存

※ 産地情報の伝達を行う米穀等の場合は、産地についても記録

一般消費者への産地情報の伝達

対象：上記米穀等のうち、米穀事業者や一般消費者が購入する際その産地を識別することが重要と認められるもの
(対象品目は、政令で、米穀、米粉、米飯類、あられ、せんべい等を指定することについて検討中。JAS法の原産地表示規制の対象となっているものは、JAS法で規制。)

- 販売者・料理店は、一般消費者に原料米の産地情報を伝達

期待される効果

- 問題製品の迅速な回収
- 流通ルート of 早期特定
- 食品事故の原因究明や産地等の偽装表示の解明の促進
- 米穀の産地情報を一般消費者が入手

(参考)

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(抄)

(平成二十一年四月二十四日法律第二十六号)

附 則

(検討)

第五条 (略)

2 政府は、前項に規定するもののほか、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図る観点から、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、仕入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(注)本項の規定は、法律公布の日(平成二十一年四月二十四日)から施行。